

○調整力募集要綱(案)に対するご意見・ご質問と回答一覧

(電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力、電源Ⅱ周波数調整力、電源Ⅱ需給バランス調整力、電源Ⅱ'低速需給バランス調整力)

平成29年10月2日
東京電力パワーグリッド株式会社

No	対象要綱	項目	お問い合わせ内容	当社回答
1	全般	全般	専用線オンラインの定義について、簡易指令システムを含むの可否が明示いただきたい。 【理由】「専用線オンライン（簡易指令システムを除きます）～」という記載と「専用線オンラインまたは簡易指令システムによる～」との記載が混在しており、そもそも専用線オンラインに簡易指令システムを含むの可否が曖昧であると読み取れるため。	専用線オンラインについては簡易指令システムを含まないものとして統一した記載とさせていただきます。
2	電源Ⅰ周波数調整力	第5章	(原案)『最低出力50%以下、DSS機能具備』 (修正案)『削除する』 【理由】応募単位が発電機単位ではなく、「原則、容量単位」であるのに、最低出力とDSS機能を規定するのは、齟齬があると考えます。	当社の系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】において規定している設備要件であり、発電機を系統に連系するために必要な要件として記載をさせていただきます。
3	電源Ⅰ周波数調整力	第5章	(原案)当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。 (修正案)当社が定めるセキュリティ要件（別紙●を参照）に従っていただきます。 【理由】御社が定めるセキュリティ要件については、対策内容によっては応札者または契約希望者のコスト負担が看過できず、応募有無の重要な判断材料となることから、本要綱にて明示しておくべき事項と考えます。	当社が定めるセキュリティ要件については応札時ではなく、落札後協議の中で確認させていただくことといたします。
4	電源Ⅰ周波数調整力	第6章	(原案)5、熱効率、所内率（1）発電端効率、（2）送電端効率、（3）所内率 (修正案)「削除する」 【理由】応札評価や契約条件等に関わらない不要な情報については、入札書記載の必須項目としなく良いと考えます。	要件の妥当性を判断するために使用しており、現行通り記載させていただきます。
5	電源Ⅰ周波数調整力	第7章	・加点評価について (原案)出力変化速度が速いもの、AFC幅の比率が大きいもの、並列時間が短いもの、再並列までの時間が短いもの 【意見】表現が定性的で加点対象が不明なため、定量的に示して頂きたい	公募開始に合わせて記載させていただきます。
6	電源Ⅰ周波数調整力	第7章	・加点評価について (原案)運転継続可能時間（給電運用において常にAFC運転が可能なもの） 【確認】例えば運転継続可能時間が8時間で、その時間は常にAFC運転が可能な発電設備は加点対象となるのか	本件に関しては、記載誤りのため記載表現を修正させていただきます。
7	電源Ⅰ周波数調整力	第7章	・評価方法について (意見内容) 昨年度の募集要綱における評価および落札判定において、最初に全応募者の中からブラックスタートを実施可能な者を選定し、総合評価点の高い上位2名までを落札者とするとあったが、今年度の募集においてはこのような方策が不要になったということか	広範囲停電時対応として、ブラックスタート設備の機能を活用する電源の確保は必要と考えておりますので、昨年度と同様に追加させていただきます。
8	電源Ⅰ周波数調整力	第8章	(意見・質問) 以下の記載が異なるが、統一or意味合いに相違があるのなら明確化をお願いしたい。また、「遵守」と「順守」の用語を統一されたい。 電源Ⅰ周波数調整力 ～運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、～ 電源Ⅱ周波数調整力 ～運用要件を満たし、特別な事情がある場合を除き、～	電源Ⅰ契約に関しては一般送配電事業者が固定費を負担して確保している電源等であることを踏まえ、事業者様のご事情に関わらず指令に従っていただく趣旨、一方で電源Ⅱ契約については従量料金のみのお支払となるため、当社の指令にご協力いただく趣旨として記載を分けております。 また、用語は「遵守」に統一いたします。
9	電源Ⅰ周波数調整力	第8章	・停止割戻料金について (原案)（停電割戻対象時間は発生当日のみ該当） (修正案)（停止割戻対象時間は発生当日のみ該当） 【理由】停電割戻ではなく停止割戻ではないか	ご指摘を踏まえ記載表現を修正させていただきます。
10	電源Ⅰ周波数調整力	第8章	・停止割戻料金について (原案)停止割戻料金（停電割戻対象時間は発生当日のみ該当）を算定し、翌月の基本料金から割り引くものとした。【確認】3月に発生した停止割戻料金はどのように精算するのか	翌月の基本料金ではなく、当該月の基本料金から割り引きます。記載表現を修正させていただきます。
11	電源Ⅰ周波数調整力	第8章	・超過停止割戻料金について (原案) 修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源Ⅰ周波数調整力契約電力 - 一部供出電力) ÷ 電源Ⅰ周波数調整力契約電力 (修正案) 修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源Ⅰ周波数調整力契約電力 × 運転可能時間 / 11時間 - 一部供出電力 × 一部供出電力の運転可能時間 / 11時間) ÷ (電源Ⅰ周波数調整力契約電力 × 運転可能時間 / 11時間) 【理由】一部供出電力について11時間の運転可能時間を考慮しない場合、極端に運転可能時間が短い代替電源でも停止日数を減らすことができることになるため、一部供出電力、電源Ⅰ周波数調整力契約電力ともに11時間の運転可能時間を考慮して算定すべき。	ご指摘を踏まえ、記載表現を修正させていただきます。
12	電源Ⅰ需給バランス調整力	全般	(要望) ネガワットとポジワット、公募上異なるメニューでの募集をしていただきたい。 【理由】ネガワットとポジワットでは、調整力の創出方法が異なるため。またこれにより、評価方法についても別に取り扱うことが可能となるため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」において「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっており、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、設定しております。

No	対象要綱	項目	お問い合わせ内容	当社回答
13	電源Ⅰ需給バランス調整力	第5章	D R アグリゲーターでの応札にあたり、最低入札量を0.1万kWまで引き下げたいです。また、運用としてアグリゲーターが複数の需要家のルー方式で調整力を提供することを認めていただけますでしょうか。	電源Ⅰ需給バランス調整力や電源Ⅱ需給バランス調整力などの専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中給システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えております。 なお、提供いただく調整力については、運転継続時間において契約電力を供出していただく等、要件を必要と満たしていただくことが必要です。
14	電源Ⅰ需給バランス調整力	第5章	・対象設備等について (原案)専用線オンライン(簡易指令システムを用いたものを除きます。)で発電等出力調整可能な電源等 (修正案)原則オンライン(ただし、簡易指令システムを用いたものを含まず。)で発電等出力増可能な電源等 【理由】実証事業等により、簡易指令システム相当の技術は既に検証されているため、DRでの応札に際し、専用線オンラインを新たに敷設することはコスト増につながり、安価な調整力提供を妨げるため。	今年度の募集については専用線オンラインで発電等出力調整可能な電源等としています。なお、常時の需給バランス調整にメトローター運用するためには、中給の需給制御システムへの接続が必要であることから、今年度実施するバーチャルパワーフロント構築実証事業でセキュリティ面を含めて検証し、その結果を踏まえ、検討を進めることとしています。
15	電源Ⅰ需給バランス調整力	第5章	・出力調整幅について (原案)±1.25万kW、最低入札量は1.25万kW。 (修正案)①+0.1万kW、最低入札量は+0.1万kW。 ②契約調整力に関する月別・時間帯別分別の設定実施 【理由】①小容量の取引を排除することがないよう配慮を考慮するため。 ②送配電事業者は各月ごとの電力需要を元に調整力を確保している。例えば電源Ⅰ-aは定量調達とし、調整力の内月別変動分をDR活用しやすいⅠ-bに配分する等により需給マッチは実現可能である。また、需要家リソース(空調・照明等)の使用状況についても、年間一律ではなく時期別に異なるため、月別・時間帯別区分に設定が必要であると考えます。	①電源Ⅰ需給バランス調整力や電源Ⅱ需給バランス調整力などの専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中給システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えております。 ②発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期(年間)をベースに調達することとしています。調整力の要件の細分化については、長期的な課題であると考えます。
16	電源Ⅰ需給バランス調整力	第5章	(原案)『最低出力50%以下、DSS機能具備』 (修正案)『削除する』 【理由】応募単位が発電機単位ではなく、「原則、容量単位」であるのに、最低出力とDSS機能を規定するのは、齟齬があると考えます。	当社の系統連系技術要件【託送供給等款別冊】において規定している設備要件であり、発電機を系統に連系するために必要な要件として記載をさせていただいております。
17	電源Ⅰ需給バランス調整力	第7章	・評価方法 ステップ4について 【確認】電源Ⅰ需給バランス調整力の募集容量を超過した場合の扱いについて記載がないが、電源Ⅰ周波数調整力のように募集容量から超過分を控除する協議はしないという理解でよいか	電源Ⅰ需給バランス調整力についても、電源Ⅰ周波数調整力と同様に募集容量を超過した場合の扱いについて記載を追加させていただきます。
18	電源Ⅰ需給バランス調整力	第7章	DR応札に向けた加点評価をご検討いただけますでしょうか？ネガワットがポジワットと同等の評価を得られるようご検討いただけます。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっており、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、設定しております。
19	電源Ⅰ需給バランス調整力	第7章	(原案) kW単価のみで落札事業者を決定(kW単価で評価された落札事業者がkWh契約を締結する仕組み) (修正案) kW単価だけでなくkWhとトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する 【理由】kWは安いkWhが高い事業者を選定することにつながり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。(現行のkWh契約は、kW評価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト(起動費、運転費(揚水運転費を含む)、ブラックスタート機能維持費等)を実費支払とするため。) kW単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう(新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる)ため。	経済産業省による「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づきkW単価のみで落札事業者を決定しています。 ＜一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方 抜粋＞ 「4. (6) ①原則的な評価の基準(電源Ⅰ)にて「電源Ⅰについて、発電事業者等による応札の結果、落札者を決めるに当たっての原則的な評価の基準は、コストの適切性の観点からは当然に容量(kW) 価格であり、当該価格の低い応札者から順番に、必要量に達するまで落札することとなる。」
20	電源Ⅰ需給バランス調整力	第8章	(意見・質問) 以下の記載が異なるが、電源Ⅰ/Ⅱの役割相違、電源Ⅰ周波数調整力との要件相違に照らして整理をお願いしたい 電源Ⅰ需給バランス調整力 ～運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、～ 電源Ⅱ需給バランス調整力 ～運用要件を満たし、当社の指令に応じることが可能な場合、その指令に承諾し、～	電源Ⅰ契約に関しては一般送配電事業者が固定費を負担して確保している電源等であることを踏まえ、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事情がある場合を除き、弊社の指令に従っていただく趣旨で規定しております。一方で電源Ⅱ契約については従量料金のみのお支払となるため、特別な事情がある場合を除き、当社の指令にご協力いただく趣旨として記載を分けております。
21	電源Ⅰ需給バランス調整力	第8章	・停止割戻料金について (原案) (停電割戻対象時間は発生当日のみ該当) (修正案) (停止割戻対象時間は発生当日のみ該当) 【理由】停電割戻ではなく停止割戻ではないか	ご指摘を踏まえ記載表現を修正させていただきます。
22	電源Ⅰ需給バランス調整力	第8章	・停止割戻料金について (原案) 停止割戻料金(停電割戻対象時間は発生当日のみ該当)を算定し、翌月の基本料金から割り引くものとした。【確認】3月に発生した停止割戻料金はどのように精算するのか	翌月の基本料金ではなく、当該月の基本料金から割り引きます。記載表現を修正させていただきます。

No	対象要綱	項目	お問い合わせ内容	当社回答
23	電源Ⅰ需給バランス調整力	第8章	・超過停止罰戻料金について (原案) 修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源Ⅰ需給/バランス調整力契約電力 - 一部供出電力) ÷ 電源Ⅰ需給/バランス調整力契約電力 (修正案) 修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 × (電源Ⅰ需給/バランス調整力契約電力 × 運転可能時間/11時間 - 一部供出電力 × 一部供出電力の運転可能時間/11時間) ÷ (電源Ⅰ需給/バランス調整力契約電力 × 運転可能時間/11時間) 【理由】一部供出電力について11時間の運転可能時間を考慮しない場合、極端に運転可能時間が短い代替電源でも停止日数を減らすことができるようになるため、一部供出電力、電源Ⅰ需給/バランス調整力契約電力ともに11時間の運転可能時間を考慮して算定すべき。	ご指摘を踏まえ、記載表現を修正させていただきます。
24	電源Ⅰ需給バランス調整力	第8章	・アグリゲータに関する事項について (原案) アグリゲータが供出する電源Ⅰ需給/バランス調整力が1.25万kW以上であり、 (修正案) アグリゲータが供出する電源Ⅰ需給/バランス調整力が1000kW以上であり、 【理由】小容量の取引が排除されないようにすべきであると考えられるため、JEPXでは100kWを取引単位としている。ポジワットの把握容量基準は0.1万kWとなっているが、ネガワットとポジワットの評価を別にすることで、最低容量の変更は可能であると考えます。	電源Ⅰ需給/バランス調整力や電源Ⅱ需給/バランス調整力などの専用線オンラインを要件としている調整力は、通信設備の設置や中継システム改修などコストがかかるため、同じ量であれば、小規模の電源等を数多く確保するより、ある程度大きな電源等を確保する方が、現時点では費用対効果が高いと考えております。
25	電源Ⅰ需給バランス調整力	第8章	・アグリゲータに関する事項について (原案) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていること、本要綱による電源Ⅰ需給/バランス調整力契約の履行に支障をきたさないこと (※要望) 調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲータの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したい。	ネガワット調整金については、ネガワット取引に関するガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売Xの需要家に対する小売供給量が減少することから、小売Xは需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売Xとネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売Xに対して支払う調整金(ネガワット調整金)について契約において規定する必要がある。」とされている通り、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。
26	電源Ⅱ周波数調整力	第5章	・通用要件について (原案) ~場合は、GC前であっても可能な限り並解列等の指令に従っていただきます。 (修正案) ~場合は、GC前であっても可能な限り並解列等の指令に従っていただきます。なお、この場合も、約款にもつき提出される、発電/ランニンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。 【理由】電源Ⅱ「低速需給/バランス調整力第5章1(7)」と平仄	ご指摘の通り、記載表現を修正させていただきます。
27	電源Ⅱ周波数調整力	第5章	(原案) 『(※) 出力低下防止機能 ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備については系統周波数の低下にともない発電機出力が低下することから、周波数49.0Hzまでは発電機出力を低下しない、もしくは一度出力低下しても回復する機能』 (修正案) 『削除する』 【理由】東電P G以外の一般送配電事業者の要綱には記載がない項目であるため、応募者の裾野を拡げ、調整コストを低減する観点から、他社と同様に必須とはしないべきであると考えます。	当社の運用上においては必須項目と考えておりますので、現行通り記載させていただきます。
28	電源Ⅱ周波数調整力	第7章	(意見・質問) 以下の記載が異なるが、統一or意味合いに相違があるなら明確化をお願いしたい。また、「遵守」と「順守」の用語を統一されたい。 電源Ⅰ周波数調整力 ～運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、～ 電源Ⅱ周波数調整力 ～運用要件を満たし、特別な事情がある場合を除き、～	電源Ⅰ契約に関しては一般送配電事業者が固定費を負担して確保している電源等であることを踏まえ、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事情がある場合を除き、弊社の指令に従っていただく趣旨で規定しております。一方で電源Ⅱ契約については従量料金のみのお支払となるため、特別な事情がある場合を除き、当社の指令にご協力いただく趣旨として記載を分けております。また、用語は「遵守」に統一いたします。
29	電源Ⅱ周波数調整力	第8章	・図解について (修正案) Y-X>0,<0のそれぞれについて、かっこ書きにより調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の扱いに関する記載は託送供給等約款と平仄が取れていないと思われるため削除すべき。 【理由】託送供給等約款上は、発電機の故障等が発生した場合を除き、調整力電源にはインバランス電力量は発生しないのではないかと	ご指摘の通り、弊社の託送供給等約款において、発電機の故障等が生じた場合を除き、調整電源についてはインバランス対象外とする旨が記載されております。しかしながら、当該要綱上の記載については調整電源が当該指令と逆ベクトルの調整を実施してしまっていることを鑑み、当該事象に対しては、本契約の中の個別の取り扱いとして料金の精算に関する規定をしております。約款上ではインバランス対象外であり、本契約の中ではベラルの要素を考慮し記載したものの、電源Ⅱ周波数調整力の要件を勘案し当該記載は削除いたします。
30	電源Ⅱ周波数調整力	第8章	・図解について (前項不採用の場合の質問) Y-X>0の場合に「(ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません)」とされている一方で、Y-X<0の場合に「(当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス単価(当該時刻における、当社のインバランス単価)を契約者が当社に支払います)」とされているが、調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の精算方法の違い(Y-X>0の場合は精算なし、Y-X<0の場合はインバランス精算)について理由をご教示いただきたい。 またインバランス精算は、託送供給等約款にもつきインバランス精算が発生するの、それとも電源Ⅱ周波数調整力契約にもつきインバランス精算が発生するのをご教示いただきたい。	ご指摘を踏まえ、前項のとおり修正いたしました。
31	電源Ⅱ周波数調整力	第8章	(意見・質問) 「申出単価の更新通知が火曜日12時まで」とされているが、現行の電源Ⅰ・Ⅱ調整力(kWh)契約で規定されている「水曜日17時まで」から前倒しとなっている理由についてご教示いただきたい。	将来の需給調整市場創設に向けて、一般送配電事業者間の要件の統一を目指しており、要件統一の一環として記載を変更しております。
32	電源Ⅱ需給バランス調整力	第5章	・通用要件について (原案) ~場合は、GC前であっても可能な限り並解列等の指令に従っていただきます。 (修正案) ~場合は、GC前であっても可能な限り並解列等の指令に従っていただきます。なお、この場合も、約款にもつき提出される、発電/ランニンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。 【理由】電源Ⅱ「低速需給/バランス調整力第5章1(7)」と平仄	ご指摘の通り、記載表現を修正させていただきます。

No	対象要綱	項目	お問い合わせ内容	当社回答
33	電源Ⅱ 需給バランス調整力	第5章	(原案)『(D) 出力低下防止機能 ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備については系統周波数の低下にともない発電機出力が低下することから、周波数49.0Hzまでは発電機出力を低下しない、もしくは一度出力低下しても回復する機能』 (修正案)『削除する』 【理由】東電P G以外の一般送配事業者の要綱案には記載がない項目であるため、応募者の裾野を広げ、調整コストを低減する観点から、他社と同様に必須としはしないべきであると考えます。	当社の運用上においては必須項目と考えておりますので、現行通り記載させていただきます。
34	電源Ⅰ 需給バランス調整力	第7章	(意見・質問) 以下の記載が異なるが、電源Ⅰ/Ⅱの役割相違、電源Ⅰ周波数調整力との要件相違に照らして整理をお願いしたい 電源Ⅰ 需給バランス調整力 ～運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない理由がある場合を除き、～ 電源Ⅱ 需給バランス調整力 ～運用要件を満たし、当社の指令に応じることが可能な場合、その指令に承諾し、～	電源Ⅰ契約に関しては一般送配事業者が固定費を負担して確保している電源等であることを踏まえ、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事情がある場合を除き、弊社の指令に従っていただく趣旨で規定しております。一方で電源Ⅱ契約については従量料金のみのお支払となるため、特別な事情がある場合を除き、当社の指令にご協力いただく趣旨として記載を分けております。
35	電源Ⅱ 需給バランス調整力	第8章	・図解について (修正案) $Y-X > 0$ 、 < 0 のそれぞれについて、かっこ書きにより調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の扱いに関する記載は託送供給等約款と平仄が取れていないと思われるため削除すべき。 【理由】託送供給等約款上は、発電機の故障等が発生した場合を除き、調整力電源にはインバランス電力量は発生しないのではないか	ご指摘の通り、弊社の託送供給等約款において、発電機の故障等が生じた場合を除き、調整電源についてはインバランス対象外とする旨が記載されております。しかしながら、当該要綱上の記載については調整電源が当社指令と逆ベクトルの調整を実施してしまっていることを鑑み、当該事象に対しては、本契約の中の個別の取り扱いとして料金の精算に関する規定をしております。約款上ではインバランス対象外であり、本契約の中ではベナルティの要素を考慮し記載したものの、電源Ⅱ 需給バランス調整力の要件を勘案し当該記載は削除いたします。
36	電源Ⅱ 需給バランス調整力	第8章	・図解について (前項不採用の場合の質問) $Y-X > 0$ の場合に「(ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません)」とされている一方で、 $Y-X < 0$ の場合に「(当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス単価(当該時刻における、当社のインバランス単価)を契約者が当社に支払います)」とされているが、調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の精算方法の違い($Y-X > 0$ の場合は精算なし、 $Y-X < 0$ の場合はインバランス精算)について理由をご教示いただきたい。 またインバランス精算は、託送供給等約款にもつきインバランス精算が発生するの、それとも電源Ⅱ 需給バランス調整力契約にもつきインバランス精算が発生するのをご教示いただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
37	電源Ⅱ 需給バランス調整力	第8章	「申出単価の更新通知が火曜日12時まで」とされているが、現在の電源Ⅰ・Ⅱ調整力(kWh)契約で規定されている「水曜日17時まで」から前倒しとなっている理由についてご教示いただきたい。	従来の需給調整市場創設に向けて、一般送配事業者間の要件の統一を目指しており、要件統一の一環として記載を変更しております。
38	電源Ⅱ 低速需給バランス調整力	第3章	(原案)～電源等(周波数制御機能の当社への提供を期待されないもの)の調整～ (修正案)～電源等(DPC機能および出力低下防止機能の当社への提供を期待されないもの)の調整～ 【理由】電源Ⅰ周波数調整調整力、電源Ⅱ 需給バランス調整力の定義において、需給バランス調整機能(DPC、出力低下防止)は、周波数調整機能と定義づけられている機能の一部であり、原案の「周波数制御機能」が、周波数調整機能から需給バランス調整機能を除いた機能を指しているのであれば、本条項の趣旨にそぐわないのではないか。	本内容については、第一章にて定義済みであるため、削除させていただきます。
39	電源Ⅱ 低速需給バランス調整力	第5章	・運用要件について (原案)～場合は、GC前であっても並解列等の指令に従っていただきます。なお、～ (修正案)～場合は、GC前であっても可能な限り並解列等の指令に従っていただきます。なお、～ 【理由】他の電源Ⅱ周波数調整力、電源Ⅱ 需給バランス調整力との平仄	ご指摘の通り、記載表現を修正いたしました。
40	電源Ⅱ 低速需給バランス調整力	第6章	様式3-1 様式3-2 (意見・質問) 未文にて発電機の性能に関する証明書類として、需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能が含まれているが、不要とすべきではないか	専用線を含めたオンライン信号を受信する需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能を証明する書類をご提出いただけます。
41	電源Ⅱ 低速需給バランス調整力	第7章	・第1項目頭文の記載について (意見・質問) 他要綱と記載方法が違うが、理由はあるか	ご指摘の通り、他要綱と記載を揃える理由はないため、記載表現を修正いたしました。
42	電源Ⅱ 低速需給バランス調整力	第7章	・従量料金について (修正案) 調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の扱いに関する記載は託送供給等約款と平仄が取れていないと思われるため削除すべき。 【理由】託送供給等約款上は、発電機の故障等が発生した場合を除き、調整力電源にはインバランス電力量は発生しないのではないか	ご指摘の通り、弊社の託送供給等約款において、発電機の故障等が生じた場合を除き、調整電源についてはインバランス対象外とする旨が記載されております。しかしながら、当該要綱上の記載については調整電源が当社指令と逆ベクトルの調整を実施してしまっていることを鑑み、当該事象に対しては、本契約の中の個別の取り扱いとして料金の精算に関する規定をしております。従って、約款上ではインバランス対象外であるものの、本契約の中ではベナルティの要素を考慮した記載であることから現行通りとさせていただきます。

No	対象要綱	項目	お問い合わせ内容	当社回答
43	電源Ⅱ「低速需給バランス調整力	第7章	<p>・従量料金について (前項不採用の場合の質問) 「上げ調整のみに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動(発電出力減)となっている場合、当該時間帯のインバランス単価を用い、(下げ応動量×インバランス単価)で算出される料金により精算を行う」とされているが、下げ応動量×インバランス単価で算出される料金は調整力契約の中で精算されるのか。それとも調整力の提供を受けていないため、通常の託送供給等約款にもとづくインバランス料金としてされるのか。</p> <p>また、「同様に、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動(発電等出力増)となっている場合、精算は行わない」とされているが、本記載の前提は下げ調整飲みに応じていただける契約者に対するものという理解でよいか。またこの場合、上げ調整のみに応じる契約者が東電 P G 殿の上げ指令にも関わらず下げ応動となっていた場合にはインバランス料金相当が精算対象になっている一方で、本ケースについては精算を行わないとしている理由をご教示いただきたい。</p>	<p>約款上でインバランス対象外である事実は変わらないため、本契約(調整力契約)の中で精算を実施することになります。</p> <p>また、下げ調整指令に対して、上げ調整を行った場合に精算を実施しない理由につきましては、下げ調整指令をしているにも関わらず、逆ベクトルである上げ調整を行なった場合には、弊社の調整ニーズには応えていただけていないことに加え、上げ調整した際の V 1 単価を支払うことは受容し難いと考えております。従って、逆応動で上げ調整となった場合に発生した電気は無償で引き取ることで、料金精算を行わない旨を記載しております。</p> <p>さらに、一方で上げ調整指令に対して、下げ調整を行った場合についても、弊社の調整ニーズには応えていただけていないことから、通常の V 2 単価で精算することは、指令通りに応動いただく契約者との公平性に鑑み、インバランス単価での精算を実施することとしております。</p>
44	電源Ⅱ「低速需給バランス調整力	第8章	<p>・図解について (修正案) $Y-X > 0, < 0$ のそれぞれについて、かっこ書きにより調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の扱いに関する記載は託送供給等約款と平仄が取れていないと思われるため削除すべし。 【理由】託送供給等約款上は、発電機の故障等が発生した場合を除き、調整力電源にはインバランス電力量は発生しないのではないかと</p>	<p>ご指摘の通り、弊社の託送供給等約款において、発電機の故障等が生じた場合を除き、調整電源についてはインバランス対象外とする旨が記載されております。しかしながら、当該要綱上の記載については調整電源が当社指令と逆ベクトルの調整を実施してしまっていることを鑑み、当該事象に対しては、本契約の中の個別の取り扱いとして料金の精算に関する規定をしております。従って、約款上ではインバランス対象外であるものの、本契約の中ではペナルティの要素を考慮した記載であることから現行通りとさせていただきます。</p>
45	電源Ⅱ「低速需給バランス調整力	第8章	<p>・図解について (前項不採用の場合の質問) $Y-X > 0$ の場合に「(ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません)」とされている一方で、$Y-X < 0$ の場合に「(当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×インバランス単価(当該時刻における、当社のインバランス単価)を契約者が当社に支払います)」とされているが、調整力指令と逆ベクトルの実績があった場合の精算方法の違い($Y-X > 0$ の場合は精算なし、$Y-X < 0$ の場合はインバランス精算)について理由をご教示いただきたい。</p> <p>またインバランス精算は、託送供給等約款にもとづくインバランス精算が発生するか、それとも電源Ⅱ「低速需給バランス調整力契約」にもとづくインバランス精算が発生するかをご教示いただきたい。</p>	<p>下げ調整指令に対して、上げ調整を行った場合に精算を実施しない理由につきましては、下げ調整指令をしているにも関わらず、逆ベクトルである上げ調整を行なった場合には、弊社の調整ニーズには応えていただけていないことに加え、上げ調整した際の V 1 単価を支払うことは受容し難いと考えております。従って、逆応動で上げ調整となった場合に発生した電気は無償で引き取ることで、料金精算を行わない旨を記載しております。</p> <p>また、一方で上げ調整指令に対して、下げ調整を行った場合についても、弊社の調整ニーズには応えていただけていないことから、通常の V 2 単価で精算することは、指令通りに応動いただく契約者との公平性に鑑み、インバランス単価での精算を実施することとしております。</p> <p>なお、精算に関しては、約款上でインバランス対象外である事実は変わらないため、本契約(調整力契約)の中で精算を実施することになります。</p>
46	電源Ⅱ「低速需給バランス調整力	第8章	<p>「申出単価の更新通知が火曜日12時まで」とされているが、現行の電源Ⅰ・Ⅱ調整力(kWh)契約で規定されている「水曜日17時まで」から前倒しとなっている理由についてご教示いただきたい。</p>	<p>将来の需給調整市場創設に向けて、一般送配電事業者間の要件の統一を目指しており、要件統一の一環として記載を変更しております。</p>